

## 特別養護老人ホーム「ひだまり」重要事項説明書

### 1. ユニット型地域密着型介護老人福祉施設の概要

#### (1) 当施設の概要

施設名	特別養護老人ホーム ひだまり
所在地	青森県三戸郡五戸町字苗代沢 3 番 660
電話番号	0178-61-1300
FAX 番号	0178-61-1323
事業所番号	0292700143

#### 【2】当施設の職員体制（短期入所生活介護と兼務）

職名	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者（施設長）	1名		1名	介護従業者及び業務の管理
医師		1名	1名	健康管理及び療養上の指導
生活相談員	1名		1名	生活相談、処遇の企画や実施等
栄養士	1名		1名	食事の献立作成、栄養指導
介護職員	17名	3名	20名	日常生活全般の介護並びに相談、助言等
看護職員	2名	1名	3名	健康管理や療養上の世話
機能訓練指導員	(1名)		(1名)	機能訓練に関する業務
事務職員	3名		3名	預かり金等に関する業務
計	25名	5名	30名	

※看護職員と機能訓練指導員は兼務となっています。

#### (3) 主な職種の勤務体制

職種	勤務体制	
医師	隔週 金曜日	
看護職員 及び 介護職員	早番 1	6:00～15:00
	早番 2	6:30～15:30
	早番 3	7:00～16:00
	早番 4	7:30～16:30
	日勤 1	8:00～17:00
	日勤 2	8:30～17:30
	日勤 3	9:00～18:00
	日勤 4	9:30～18:30

	遅番 1	12:15～21:15
	遅番 2	12:30～21:30
	遅番 3	12:45～21:45
	遅番 4	13:00～22:00
	夜勤 1	21:00～7:00
	夜勤 2	21:15～7:15
	夜勤 3	21:30～7:30
	夜勤 4	22:00～8:00

(4) 当施設の設備の概要

(共有設備)

医務室	1室	5.38㎡	脱衣室	1室	8.46㎡
面談室	1室	10.05㎡	地域交流ホール		52.8㎡
浴室	機械浴室	14.37㎡	研修・会議室		52.8㎡
スタッフルーム		9.47㎡	厨房		32.25㎡

(ユニットA 定員10名)

居室	1人部屋10室 (1室12.21～12.30㎡)	共同生活室 (リビング)	66.29㎡
浴室	小浴室 5.5㎡	便所	2箇所 4.38～4.59㎡
脱衣室	6.16㎡	台所	19.21㎡

(ユニットB 定員9名)

居室	1人部屋9室 (1室12.21～12.30㎡)	共同生活室 (リビング)	52.63㎡
浴室	小浴室 6.25㎡	便所	2箇所 3.96～4.59㎡
脱衣室	6.16㎡	台所	19.21㎡

(ユニットC 定員10名)

居室	1人部屋10室 (1室12.21～12.30㎡)	共同生活室 (リビング)	66.29㎡
浴室	小浴室 6.25㎡	便所	2箇所 4.38～4.59㎡
脱衣室	6.16㎡	台所	19.21㎡

## 2. 当施設の特徴等

### (1) 運営の方針

施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭に置いて、入居前の生活と入居後の生活の連続性に配慮しながら、入浴、排せつ、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。そのことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、その有する能力に応じて自立した自分らしい日常生活を営んでいただくことを目的としています。

### (2) サービスの利用のために

事 項	備 考
従業員への研修の実施	毎月内部勉強会を実施します。(外部研修は適時実施)
事業提供マニュアル	事業計画に添った余暇サービスを提供いたします。
サービスマニュアル	各種サービスマニュアルに添った適切なサービスを提供します。
変更の申し込み方法	サービス開始日の前日までに事業者申し出るものとします。
身体的拘束	入居者又は、他の入居者の生命又は、身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。
生産性向上会議	生産性向上委員会を設置し、年に4回以上実施致します。

### (3) サービスの利用に当たっての留意事項

面 会	面会時間 午前 9時～午後 19時 (来訪者が宿泊する場合は、必ず許可を得てください)
外出・外泊	外出・外泊の際は、外出・外泊届に必要事項を記入してください。
飲酒・喫煙	医師の指示がある方は、ご遠慮いただく場合があります。
所持品の持ち込み	原則として、身の回り品は持ち込み可能です。
設備、器具の利用	設備、器具はご自由にお使いください。
金銭、貴重品の管理	ご希望により通帳、届出印の管理を行います。また、小口支払いや介護費用など日常必要な程度の金銭を管理致します。

## 3. サービスの内容

サ ー ビ ス	内 容
居室の提供	ユニット型個室になります。
食 事	朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～
入 浴	個室での入浴など入居者の意向に応じた入浴を週に最低2回していただきます。 ただし、状態に応じ、特別浴又は清拭となる場合もあります。

生活相談	生活相談員に、日常生活に関する事などについて相談できます。
機能訓練	生活機能の改善又は、維持のための機能訓練を行います。
介護	食事、排泄、入浴等日常生活全般において実施いたします。
健康管理	医師の指示により健康管理、保健管理を行います。
レクリエーション	グループワーク、趣味（絵画、習字、音楽等）その他行事、随時でボランティアの慰問などのレクリエーションがあります。

#### 4. 利用料金

##### (1) 介護保険の基準サービス

###### ①ユニット型地域密着型介護老人福祉施設サービス料

	1日当りの利用料金	介護保険適用時の1日当りの自己負担額
要介護度 1	6,820 円	682 円
要介護度 2	7,530 円	753 円
要介護度 3	8,280 円	828 円
要介護度 4	9,010 円	901 円
要介護度 5	9,710 円	971 円

###### ②付加サービスの利用料

	1日当りの利用料金	介護保険適用時の1日当りの自己負担額
初期加算	300 円	30 円
夜勤職員配置加算 (Ⅱ) イ	460 円	46 円
日常生活継続支援加算	460 円	46 円
看護体制加算(Ⅰ)イ	120 円	12 円
看護体制加算(Ⅱ)イ	230 円	23 円
療養食加算	60 円/回	6 円 (1食あたり)
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰロ)		算定単位数の 176 / 1000
口腔衛生管理加算		月に1回 110 円
科学的介護推進体制加算 (LIFE)		月に1回 50 円
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)		月に1回 10 円
安全対策体制加算		入所時1回 20 円

※ 一定の所得以上の方は、介護保険負担割合証に準じ、2割または3割となります。

※ 初期加算は、入所した日から起算して30日以内の期間について、入院・外泊期間を除き加算します。

※ 夜勤を行う看護職員または介護職員数が、最低基準を1名以上上回っていることによる加算です。

※ 看護・介護職員総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であることによる加算です。

- ※ 療養食加算は医師の発行する食事せんに基づき適切な療養食を提供した場合加算します。
- ※ 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）は、見守りセンサー等の活用により、今まで以上に安心・安全に配慮した質の高いケアの提供と、職員の業務改善に伴う負担軽減を図る場合に算定できる加算です。
- ※ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）は、介護従事者全体への処遇改善が測られた加算です。  
生産性向上や業務効率化に取り組んでいる事業者が算定できる加算です。
- ※ ご契約者が、6日以内の入院又は、外泊された場合の利用料金は下記のとおりです。

	1日当りの利用料金	介護保険適用時の1日当りの自己負担額
サービス料金	2,460円	246円

(2) (1) 以外のサービス料金料

食費	1日 1,445円	
居住費	1日 2,066円	
希望食	実費	
日常生活費	理美容代	実費
	健康管理費	インフルエンザ等予防接種費用 実費
	レクリエーション費用	実費
	クラブ活動費	実費

- ※ 居室と食事に係る費用については、特定入所者介護サービス費の適用になる方は、下記の負担額となります。

利用者負担額

☆利用者負担第1段階

	居 住 費	食 費
ユニット型個室	880円	300円

☆利用者負担第2段階

	居 住 費	食 費
ユニット型個室	880円	390円

☆利用者負担第3段階①

	居 住 費	食 費
ユニット型個室	1,370円	650円

☆利用者負担第3段階②

	居 住 費	食 費
ユニット型個室	1,370 円	1,360 円

☆利用者負担第4段階

	居 住 費	食 費
ユニット型個室	2,066 円	1,445 円

(3) 料金の支払方法

月末締めで1か月ごとに計算し、翌月10日以降に請求書を郵送致します。

ご契約者はこれを当月25日までに支払い下さい。お支払方法は、青森みちのく銀行からの引き落とし。又は、当口座への銀行振込のいずれかとなります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当施設の職員がお伺いいたします。

※居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① ご契約者のご都合でサービスを終了する場合

退所を希望する日の14日前までにお申し出ください。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ ご契約者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたご契約者の要介護認定区分が、非該当(自立・要支援)と認定された場合  
※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ ご契約者が亡くなられた場合

③その他

- ・ ご契約者がサービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず支払わない場合、又はご契約者やご家族などが当施設や当施設のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、サービス契約終了の7日前に文書で通知し、退所していただく場合があります。

- ・ ご契約者が病院又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合

## 6. サービス内容に関する苦情

### ①「ひだまり」のお客様相談・苦情窓口

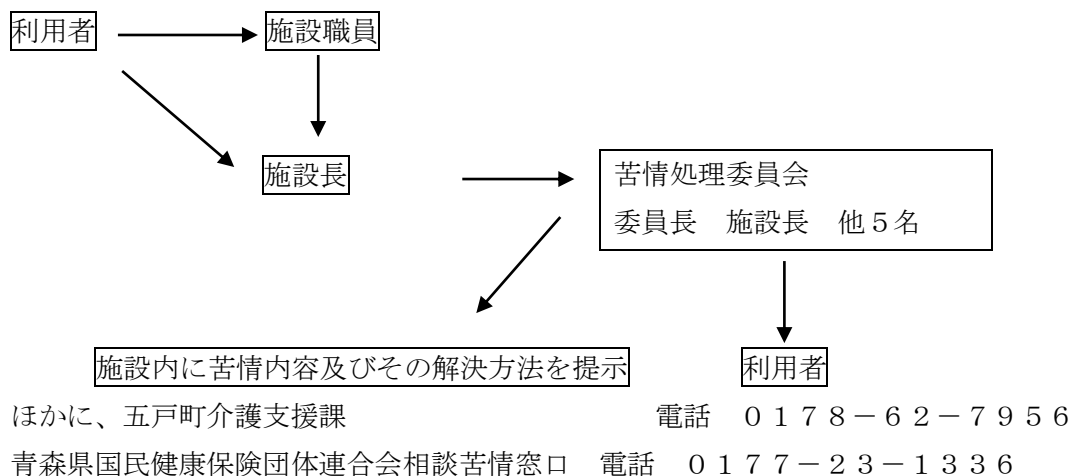
担当者 施設長 川村 広志

電話番号 0178 - 61 - 1300 FAX 0178 - 61 - 1323

受付 年中（ただし 12月31日 ～ 1月2日を除く）

受付時間 午前 9時 ～ 午後 5時

(苦情処理フロー)



### ②その他

当施設以外に、お住まいの市町村又は青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

## 7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治医	氏名			
	連絡先		電話番号	
ご家族 ①	氏名			
	連絡先		電話番号	
ご家族 ②	氏名			
	連絡先		電話番号	

## 8. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご契約者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

又、ご契約者に対して施設の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、当施設は、あいおい損保会社と損害賠償保険契約を結んでおります。

## 9. 非常災害対策

防災時の対応	まず119番に通報し、自衛組織に基づき、入所者を安全な場所に誘導し且つ、消火に努める。
防災設備	1. 誘導灯設備 2. 非常放送設備 3. 自動火災報知設備 4. スプリンクラー設備 5. 消火器設備 6. 消防機関通報設備 7. カーテン等の防煙措置
防災訓練	年1回以上実施する。
防火責任者	専任の責任者を任命しています。

## 10. 守秘義務

従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。ただし、担当者会議、主治医、他の事業者等からの照会等については、この重要事項説明書により、本人、家族の同意を得たものとして、情報提供するものとする。

### 11. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	① あり	直近の実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

### 12. その他

短期入所生活介護も行っております。

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供開始にあたり、別紙書面に基づき重要事項の説明をおこないました。

特別養護老人ホームひだまり

説明者氏名

印

私は、別紙書面により事業者から重要事項の説明を受け、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供に同意しました。

また、サービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を用いることに同意します。

利用者 氏名 印

ご家族 氏名 印

続柄 ( )